

○国家公安委員会規則第十六号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和四年九月十四日

国家公安委員会委員長 谷 公一

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第一条 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(運転適性指導員)</p> <p>第五条 法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 法第百七条の二の二第一項第九号又は法第百七条の五第二号(法第百八条の七第一項に係る部分に限る。)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者</p> <p>ハ 〔略〕</p> <p>〔四・五 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(運転適性指導員)</p> <p>第五条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 法第百七条の二の二第十二号又は法第百七条の五第二号(法第百八条の七第一項に係る部分に限る。)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者</p> <p>ハ 〔同上〕</p> <p>〔四・五 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正)

第二条 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p>(指定の基準等)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準(大型自動車免許(以下「大型免許」という。))に係る教習の課程(以下「教習課程(大型)」という。))に係るものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型自動車を運転することができる免許(仮運転免許(以下「仮免許」という。))を除く。))を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。))により行われるものであること。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(大型免許に係る者に限る。))又は届出自動車教習所指導員研修課程(自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。))で大型免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>(3) 法第一百七十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑</p>
改 正 前	<p>(指定の基準等)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>(3) 法第一百七十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処</p>

<p>に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（<u>法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。</u>）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(5) 「略」</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>〔3～10 略〕</p>	<p>せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（<u>法第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。</u>）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(5) 「同上」</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>〔3～10 同上〕</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

(運転免許取得者等教育の認定に関する規則の一部改正)

第三条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(運転免許取得者等教育指導員)

第二条 法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定めるもの(以下「運転免許取得者等教育指導員」という。)とする。

一 前条第三号に掲げる課程以外の課程 教習指導員資格者証の交付を受けた者(当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類(原動機付自転車を用いる場合にあつては、大型自動二輪車等。イ(1)及び(2)において同じ。)に係るものに限る。)又は次のいずれにも該当する者であり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転することができずる運転免許(仮運転免許を除く。以下「免許」という。)を現に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。)

イ 「略」

ロ 次のいずれにも該当しない者

(1) 「略」

(2) 法第百七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

改正前

(運転免許取得者等教育指導員)

第二条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 法第百七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

(3) 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

二
〔略〕

(3) 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

二
〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(運転免許取得者等検査の認定に関する規則の一部改正)

第四条 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和四年国家公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(運転免許取得者等検査員)</p> <p>第二条 法第百八条の三十二の三第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定めるもの(以下「運転免許取得者等検査員」という。)とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前条第二号に掲げる方法 次のいずれにも該当する者</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 次のいずれにも該当しない者</p> <p>(1) 法第百七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(2) 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(法第百七条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(運転免許取得者等検査員)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>(1) 法第百七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(2) 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(法第百七条の二の二第十二号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。



附 則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。